

漁船海難月報 (速報)

平成二十二年八月分

第七管区海上保安本部

管内で十一件の漁船海難が発生。
（うち一件は漁船同士の衝突であり、海難隻数は十二隻）
このうち五件が衝突海難、四件が乗揚海難でした。



【海難事例】

8月25日、1名乗船の漁船が居眠りのため岩場に乗り揚げ、破口から浸水し転覆するという海難が発生しました。船長は海中に投げ出されましたが、自力で岩場に這い上がり、海難発生から約2時間後に海上保安庁のヘリコプターに救助されています。

漁船海難防止強化運動

第七管区海上保安本部管内における漁船の海難隻数は、過去5年間で837隻であり、これは全船舶海難の35%を占め、他の船種と比較して最も高い割合となっています。

10月1日から10月14日までの間、漁船海難の防止と、それに伴う死者・行方不明者を減少させることを目的として「漁船海難防止強化運動」を展開します。



←漁業関係者等を対象とした安全講習会



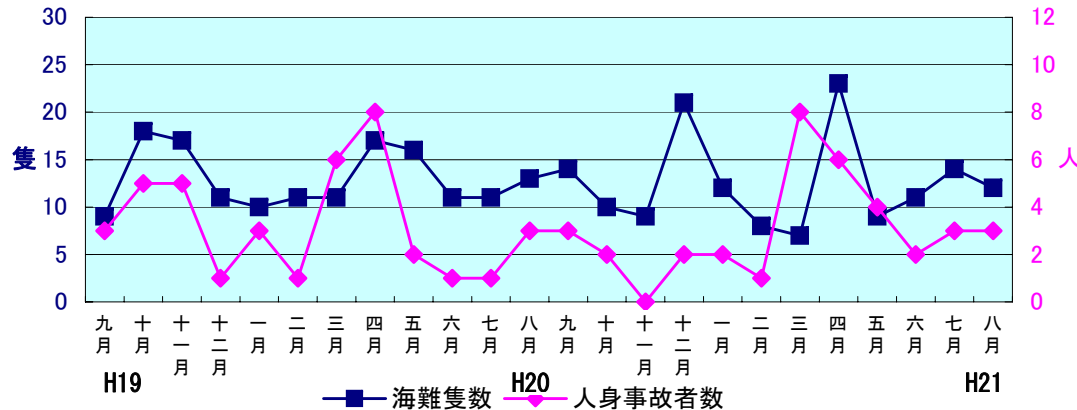
漁業取締船、漁協所属船等との合同パトロール

平成21年8月

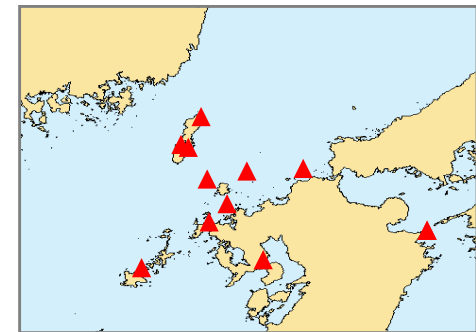
漁船海難隻数 (速報値)	
衝突	5
乗揚	4
転覆	0
浸水	0
推進器障害	0
舵障害	0
機関故障	1
火災	0
爆発	0
行方不明	0
運航阻害	1
安全阻害	0
その他	1
合計12隻	
県別 (内訳)	
山口県	0
福岡県	3
佐賀県	1
長崎県	6
大分県	2

漁船人身事故者数	
負傷	1
病気	1
海中転落	1
その他	0
合計3名	

漁船海難発生隻数及び漁船における人身事故者数の推移



平成21年8月 漁船海難発生地点図



県別の表は、各県に所在する海上保安部署において取り扱った海難の合計数を示しています。